

こしじコミュニティ推進会議会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「こしじコミュニティ推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、越路地域住民の自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民相互の交流と親睦を深め、地域の魅力づくりの核となる担い手を育成し、住みよい地域社会づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流、親睦及び連帯感の醸成に関すること。
- (2) 地域コミュニティ推進意識の普及及びまちづくりに関すること。
- (3) 地域環境の美観に関すること。
- (4) 防犯、防災、交通安全に関すること。
- (5) 生涯学習や芸術、文化の振興に関すること。
- (6) 健康づくり、スポーツ、レクリエーションに関すること。
- (7) こどもの育成に関すること。
- (8) 福祉に関すること。
- (9) 前各号に掲げることのほか、本会の目的に寄与する事業。

(構成員)

第4条 推進会議は、長岡市越路地域の住民、関係地域団体及び関係機関をもって構成する。

第2章 組織

(組織)

第5条 推進会議の運営を円滑に行うため、運営委員会、役員会、職員推薦(選考)委員会(以下「推薦委員会」という。)及び広報委員会を置く。

2 推進会議の事業を推進するため、次に掲げる活動部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) まちづくり・つながり部会
- (2) 子育て・福祉部会
- 3 運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会を設置することができる。
- 4 特別委員会の種類、構成員及び運営に関する事項等は運営委員会で定める。

第3章 役員

(役員)

第6条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長2人

(役員を選出)

第7条 正副会長は、運営委員会の委員の中から互選で選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後においても、後任の役員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第10条 運営委員会は、旧地域委員、活動部会の正副部会長をもって構成する。

- 2 運営委員会の委員数は、20人程度とする。

(委員任期)

第11条 委員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 運営委員会は、会長が召集し運営委員会の議長となり、推進会議に関わる事項を審議し、決定する。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。

3 会長は、半数以上の委員から運営委員会開催の要請があった場合は、役員会の審議結果に関わらず、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

(審議事項)

第13条 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 推進会議の事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 推進会議の予算及び決算に関すること。
- (3) 推進会議会則等の改正に関すること。
- (4) 推薦委員会委員の選任に関すること。
- (5) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

第5章 役員会

(役員会の構成)

第14条 役員会は、会長、副会長、活動部会長及び推進会議事務局長をもって構成する。

(会議)

第15条 役員会は、必要に応じて会長が召集し役員会の議長となり、推進会議に関わる事項のうち軽微な事項を審議し、決定することができる。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。

3 会長は、半数以上の役員から役員会開催の要請があった場合は、速やかに役員会を招集しなければならない。

(審議事項)

第16条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 運営委員会の開催に関すること。
- (2) 緊急の事項に関すること。
- (3) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

第6章 職員推薦（選考）委員会

（推薦委員会の構成）

第17条 推薦委員会の委員は運営委員会で協議をし選任する。

- 2 委員数は、3人以上とする。
- 3 推薦委員会は、役員会が兼ねることができるものとする。

（委員の任期）

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（業務）

第19条 推薦委員会は、会長からの協議に基づき次に掲げる業務を行い、審査結果を会長に報告する。

- （1）事務局職員の任用更新についての判断
- （2）事務局職員の推薦の場合は、任用及び更新についての判断
- （3）公募及び採用試験の実施

第7章 広報委員会

（広報委員会の構成）

第20条 広報委員会は、次の者をもって構成する。

- （1）活動部会の代表
- （2）運営委員会及び活動部会から推薦された者
- （3）事務局職員

（業務）

第21条 広報委員会は、正副会長と連携しながら次に掲げる業務を行う。

- （1）コミュニティだよりの発行に関すること。
- （2）行事案内チラシ発行等コミュニティ事業の案内等に関すること。
- （3）ホームページ等による広報及び管理
- （4）前各号に掲げることのほか、推進会議の目的及び事業に関する広報全般に関すること。

第8章 活動部会

(部会の構成)

第22条 部会は、次の者をもって構成する。

- (1) 越路地域の住民で、事業に協力しようとする者
- (2) 越路地域内で活動する各種団体の構成員
- (3) 運営委員会委員または部会長から推薦された者

2 部会の員数は、制限しない。

(部会役員)

第23条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長1人
- (2) 副部会長4人程度

2 前項の役員は、部会の会員の中から互選により選任する。

(部会役員の任期)

第24条 部会役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、部会役員は、任期満了後においても、後任の部会役員が就任するまでその職務を行うものとする。

3 部会役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の職務)

第25条 部会は、推進会議の目的及び事業に基づいて、次に掲げる活動を行う。

(1) まちづくり・つながり部会：地域住民等の交流、まちづくり、地域環境の美観、防犯・防災・交通安全、生涯学習・芸術・文化の振興及び健康づくり・スポーツ・レクリエーションに関すること。

(2) 子育て・福祉部会：こどもの育成及び福祉の向上に関すること。

(部会の会議)

第26条 部会の会議は、部会長が召集し、会議の議長となり、次の事項を審議し、決定する。

(1) 部会の事業の計画及び実施に関すること。

(2) 部会の運営に関すること。

(3) 前2号に掲げることのほか、必要と認められる事項

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。

3 部会長は、半数以上の部員から部会開催の要請があった場合は、速やかに部会を

招集しなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第27条 推進会議の事務を円滑かつ適正に処理するため、事務局を越路支所内に置く。

- 2 事務局は、推進会議の運営に必要な事務及び会計の処理にあたる。
- 3 事務局職員は、事務局長及び事務局主事とする。
- 4 事務局職員は、各組織の要請により、推進会議の自身の任用等に係る会議を除く全ての会議に出席することができる。

第10章 会計

(会計)

第28条 推進会議の経費は、市補助金、活動に伴う収入、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第29条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第30条 推進会議の会計の適正を期するため会計監査委員を置く。

- 2 会計監査委員は会長・副会長以外の運営委員会の委員の中から2人を互選する。
- 3 会計監査委員は会計監査を行う。
- 4 会計監査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、監査委員は、任期満了後においても、後任の監査委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 6 監査委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第11章 雑則

(任期の特例)

第31条 運営委員会委員及び推薦委員会委員を増員する場合の任期は、他の委員の残任期間とする。

(委任)

第32条 この会則に定めのない事項については、運営委員会で決定するものとする。ただし、軽微な事項は役員会で決定することができる。この場合、決定事項につい

ては、運営委員会委員に速やかに報告するものとする。

(運営細則)

第33条 この会則の施行に関し、運営細則を設けることができる。

附則

1 この会則は、令和5年4月1日から施行する。